

## 通行経路記入欄

### 備考

#### [1] 申請書の記載要領

- 1 「許可・認定及び(新規、更新、変更)」については、該当するものを○で囲むものとし、< >内に変更事由(車両交換、車両台数の減、通行経路の変更等)を記載すること。
- 2 氏名又は代表者名の記載を自署で行う場合においては、「会社名・氏名」の欄の押印を省略することができる。
- 3 「車両区分」の欄には、「トラック」、「建設機械」、「セミトレーラ」、「ポールトレーラ」、「フルトレーラ」、「ダブルス」等具体的に記載すること。
- 4 「車両番号等」の欄には、道路運送車両法により当該車両に取り付けられた自動車登録番号又は車両番号/自動車予備検査証番号を記載すること。
- 5 「車両諸元」の欄中「最小隣接軸距」には、隣り合う車軸に係る軸距のうち、最も小さいものを記載すること。また、「隣接軸重」には、最小隣接軸距に係る軸重の和を記載すること。
- 6 「更新又は変更の経緯」の欄中「車両台数」の欄には、トラック、トラクタ/トレーラの台数を記載すること。
- 7 「通行経路記入欄」については、出発地、主たる経由地、目的地を記載すること。  
なお、複数経路の場合は通し番号を付すこと。
- 8 申請書には、次の書類及び図面(以下「附属書類」という。)を添付すること。ただし、道路管理者が定める場合においては、車両の諸元に関する説明書及び経路表に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録したフレキシブルディスクによることができる。
  - ① 道路運送車両法による自動車検査証写し
  - ② 車両の諸元に関する説明書
  - ③ 経路図及び経路表
  - ④ 道路運送法による一般旅客自動車運送事業の免許を受けているものにあつては、当該免許証の写し
- 9 更新又は変更の場合にあつては、附属書類の一部を省略することができる。

#### [2] 許可証又は認定書(以下「本証」という。)の取扱上の注意事項

- 1 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
- 2 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
- 3 通行に際し、本証及び附属書類に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
- 4 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
- 5 本証及び附属書類に記載されている事項中車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
- 6 以上の各事項に違反した場合には、道路法の規定に基づき懲役又は罰金の刑に処せられることがある。

#### [3] 不服申立て

この許可(又は認定)について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可書(又は認定書)を受け取った日の翌日から起算して60日以内に川越市長に異議申立することができる。(なお、この許可書(又は認定書)を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立することができなくなる。)また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この許可書(又は認定書)を受け取った日(当該処分につき、異議申立てた場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6ヶ月以内に、市を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができる。(なお、この許可書(又は認定書)を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起できなくなる。)